

特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区鴨居三丁目40番12号日当荘201号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児・児童及びその保護者に対して、子育て支援に関する事業を行い、乳幼児・児童の健全な育成及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 子育て相談事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	所 輝夫
副理事長	小山 弘美
理事	金子 海
監事	宇梶 溪一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	1,000円	団体	1,000円
賛助会員	個人	1,000円	団体	1,000円

(2) 年会費

正 会 員	個人	1,000円	団体	1,000円
賛助会員	個人	1口	1,000円	(1口以上)
	団体	1口	1,000円	(1口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ
--------------	---------------------

役名	氏名	住所	報酬の有無	備考
理事	トコロ テルオ 所 輝夫		なし	理事長
理事	コヤマ ヒロミ 小山 弘美		なし	副理事長
理事	カネコ カイ 金子 海		なし	
監事	ウカジ ケイイチロウ 宇梶 溪一郎		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族(以下、「親族等」といいます。)(※)も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

(※) 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪(血族及び姻族とも) (6ページ参照)

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設立趣旨書

1 法人の設立に至った動機

(社会の現状)

いつの時代にも子どもは社会の宝です。大切に育まれることは、基本的人権であり、それにあらゆる努力を払うことは、社会の責務です。

しかしながら、日本の現状は乳幼児から幼稚園の教育施設が偏在し、人口が過度に片寄る大都市圏の東京・横浜は大幅に不足し、待機待ちの状況が数十年続き、先進国とは、いえない有様です。

(動機と経緯)

私は、35年の社会人生活からの経験を踏まえ、人間形成の土台を作る乳幼児期の子ども達に、躰と愛情の溢れる乳幼児教育を行いたいと考えました。

それを実現するために、子どもの目線を大切にされた保育士により、一人ひとりを大切にする愛情溢れる保育施設を作り、待機児童の削減を担うと共に、心豊かな子どもの健全育成を図ることに貢献します。

乳幼児への教育は、保護者と共に行うことが不可欠であるため、保護者や地域の親御さんに対し、子育て支援をし、また相談へ親身に対応し、子どもが明るく輝く地域社会の形成に尽力します。

教育は子どもだけを対象に支援することでは限界があり、実際には親子を一緒に支援することが大変重要であると感じています。また、地域と親子を関わらせることが、孤立した育児を回避させることに大変効果的であると考えており、NPO法人を設立し「地域のフック」となるような機能も果たしたいと考えています。

お母さん・お父さんの地域デビューを支えられるように、情報公開を通じて賛同者を集め、地域に開かれた組織として継続的に運営をしていくため、ここにNPO法人を設立します。

2 申請に至るまでの経過と理由

令和6年からの活動に関わった発起人10人が集まり、設立発起人の意見に賛同した後、それぞれの意志確認を行い、今回の申請をするに至りました。

NPO法人として法人格を取得することにより、法人として契約行為や取引を行えるようになり社会的な信用性や信頼性が高まり社会貢献に寄与できると考える所存です。

令和6年12月10日

法人の名称 特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ

設立代表者 所 輝夫

令和7年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ

1 事業活動方針

令和8年4月1日保育園開園のため、令和7年7月より下記準備事項を行う。

- ①保育園の賃貸契約(家賃約月額30万円)
- ②リフォーム工事(横浜市の基準に準拠する工事を行う)
- ③保育士の確保(保育士4名、アルバイト4名)
- ④連携保育園との契約
- ⑤提携病院との打ち合わせ

2 事業内容

(1)特定非営利活動に係る事業

ア 子育て支援に関する事業	
内容	小規模保育の開設にむけた準備
日時	令和7年7月～令和8年3月
場所	横浜市市内
従業者人員(職員)	2名
受益者	乳幼児0名
支出見込額	250万円
イ・子育て相談事業	
内容	地域の親御さんの子育て相談実施に応じる
日時	令和7年7月～令和8年3月
場所	横浜市市内
従業者人員(職員)	1名
受益者	乳幼児や地域の保護者等3名
支出見込額	30万円

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ

1 事業活動方針

- ①乳幼児・児童の健全な育成に努める。
- ②施設の整理整頓・清潔に努める。
- ③乳幼児の日々の体調にきめ細かく留意する。
- ④電子機器(パソコン、携帯)による情報配信と離れたところから、親が子どもの状態を確認できるシステムを構築する。
- ⑤保育士の質の向上、待遇の改善につとめる。
- ⑥日常の避難訓練対策(経路の確認及び避難場所の周知)

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 子育て支援に関する事業	
内容	小規模保育事業の実施
日時	令和8年4月～令和9年3月
場所	横浜市市内
従業者人員(職員)	10名
受益者	乳幼児15名
支出見込額	3600万円
イ・子育て相談事業	
内容	地域の親御さんの子育て相談実施に応じる
日時	令和8年4月～令和9年3月
場所	横浜市市内
従業者人員(職員)	2名
受益者	乳幼児や地域の保護者等5名
支出見込額	180万円

活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで
法人の名称 特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 入会金		
正会員	10,000	10000
賛助会員		
2. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	10000
賛助会員受取会費		
3. 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	120,000
4. 受取助成金等		
横浜市受取補助金	0	0
5. 事業収益		
保育事業収益	0	0
6. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		140,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	800,000	
法定福利費	100,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	100,000	
人件費計	1,000,000	
(2) その他経費		
幼児昼食(おやつ代含む)	0	
家賃他	500,000	
水道光熱費	120,000	
会議費	60,000	
旅費交通費	120,000	
通信費	70,000	
広告宣伝費	200,000	
修繕費(リフォーム代)	670,000	
雑費	60,000	
その他経費計	1,800,000	
事業費計		2,800,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		

人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
通信費	80,000		
会議費	70,000		
交際費	60,000		
雑費	50,000		
その他経費計	340,000		
管理費計		340,000	340,000
経常費用計			3,140,000
当期経常増減額			-3,000,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
その他		0	
経常外収益計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
その他		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			-3,000,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-3,000,000

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ファンタジーキッズ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 入会金			
正会員			
賛助会員			
2. 受取会費			
正会員受取会費	10,000	10,000	
賛助会員受取会費			
3. 受取寄附金			
受取寄附金	290,000	290,000	
4. 受取助成金等			
横浜市受取補助金	36,000,000	36,000,000	
5. 事業収益			
保育事業収益	8,400,000	8,400,000	
6. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			44,700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,000,000		
給料手当(アルバイト)	6,000,000		
法定福利費	900,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	900,000		
人件費計	27,800,000	27,800,000	
(2) その他経費			
乳幼児食事代(おやつ代含む)	2,000,000		
家賃	3,600,000		
水道光熱費	1,800,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	700,000		
通信費	400,000		
広告宣伝費	200,000		
修繕費	500,000		
雑費	400,000		
その他経費計	10,000,000	10,000,000	
事業費計		37,800,000	37,800,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			

消耗品費	600,000		
事務用品費	500,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	500,000		
通信費	500,000		
交際費	600,000		
雑費	400,000		
その他経費計	3,500,000	3,500,000	
管理費計		3,500,000	3,500,000
経常費用計			41,300,000
当期経常増減額			3,400,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
その他		0	
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
その他		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			3,400,000
前期繰越正味財産額			-3,000,000
次期繰越正味財産額			400,000